

ますだ通信



愛知県議会議員 ますだ裕二 中区選出

～令和3年～
夏号

福祉医療委員会

人づくり福祉対策特別委員会

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 に所属しています。

福祉医療委員会で災害時医療救護に関する協定の締結について質問しました

コロナ禍において、大規模災害に対する備えは喫緊の課題です。

災害協定とは

大規模災害発生時には、ライフラインや情報通信網の途絶、パニックの発生、庁舎や公共施設の損壊、職員の負傷などにより、被災自治体の災害対応能力は著しく低下します。このため、被災自治体単独では、多岐の分野に渡り、かつ膨大な量の応急復旧活動を満足に遂行できないという事態が生じます。

このような事態に対する備えとして、物資の供給、**医療救護活動**、緊急輸送活動等の各種応急復旧活動について被災自治体をサポートする旨の協定が、多くの自治体と民間事業者や関係機関(各種団体・民間事業者)との間で締結されています。関係機関には、自治体にはない専門的な技術や知識、資機材などを有していることから、**様々な分野の関係機関と協定を締結することで、広域的確な応急復旧活動が期待できます。**

質問

愛知県医師会は昭和53年1月から医療救護の協定を締結しており、県歯科医師会は平成18年3月、県薬剤師会は平成17年3月、一般社団法人柔道整復師会は平成21年7月に協定を締結しています。そうした中、あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師の国家資格を有する者による施術については、災害救助法に基づく国の災害救助事務取扱要領で、急迫した事情がありやむを得ない場合は施術を行うことができるとされているものの、県と団体の協定は未締結の状態となっており、大規模災害時に県から直接派遣要請ができない状態となっています。県は、あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師による災害時の救護活動にかかる関係団体との災害協定の締結について、どのように考えているのか。

回答

災害発生時に、あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師の皆様方に、安心して活動していただけるよう、**速やかに協定を締結する必要はあると考える。**課題を解決しつつ、協定内容を調整し、本年中の可能な限り早い時期、可能であれば**9月頃を目途に協定が締結できるよう努めてまいります。**



県議会
委員 会
はり師、きゅう師の災害時活動で協定へ
県、9月にも結ぶ方針
南海トラフ巨大地震などの災害発生時にあん摩マッサージ指圧師やはり師、きゅう師が避難所などで迅速に活動できるように、県は九月にも、活動要領などを事前に決めておく協定を県内の関係団体と結ぶ方針を明らかにした。二十五日の県議会福祉医療委員会で、増田裕二議員(自民)の質問に答えた。
災害救助法に基づく国の

要領では、あん摩マッサージ指圧師やはり師、きゅう師、柔道整復師による施術も医療救護活動に含まれると明記されている。県は二〇〇九年に県柔道整復師会と協定を結んだが、**県鍼灸師会と県鍼灸師**活動してもらえよう、速

会とは未締結。現状では、県が災害発生時に両団体に直接派遣を要請できず、ボランティアでの活動になるという。
県医務課の上田智広課長は「災害発生時に安心して活動してもらえよう、速やかに協定を締結する必要はある」と指摘。両団体との個別締結や、協議会を設立して窓口を一本化することなどを選択肢に、協定内容を調整するとの考えを示した。

アメブロ



議事録を
ご覧いただけます

県政の相談・地域のお困りごと相談は

愛知県議会議員 ますだ裕二事務所

〒460-0012 名古屋市中区千代田4丁目17番8号 千代田ビル2階
TEL:052-324-3947 FAX:052-332-5684



《公式ホームページ》



コロナ禍の現地現場へ

集団接種会場である「中区役所」を視察

中保健センターで行われているワクチン接種現場を視察させていただきました。商業地特有の問題として、待機場所等のスペースの確保が難しく、接種会場まではエレベーターで移動しなければならないことから、要所に誘導員を配置し、導線確保にご苦労されていました。名古屋市の職員、医療従事者の皆さまの円滑な運営に心から感謝申し上げます。



伊藤渉財務副大臣(比例東海)と福祉施設・障がい者施設を視察

福祉施設を運営する企業ならびに障がいのある方に就労移行支援を行っている事業所を視察させていただきました。福祉施設では、感染拡大防止対策を講じながらの施設運営について、現場の声を聞かせていただきました。また、就労移行支援事業所からは、コロナ禍で新規採用の時期がずれ込んでいることから、障がいのある方の就労が円滑に進むような支援を講じていただくよう要望を賜りました。



毎日更新しています。活動報告は をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインターネット上の人権侵害に対するモニタリングを実施します

予算額 5,000千円(新規)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインターネット上の不当な差別、誹謗中傷等を防止するための対応を検証するため、差別を助長する書き込みのモニタリングを試行的に実施します。

- 【背景】
- 今もなお、同和問題(部落差別)、障害者、外国人(ヘイトスピーチ)などの人権課題が存在するとともに、インターネットの発達により、人権に関する問題が複雑化、多様化している。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別や誹謗中傷等が社会問題化している。
 - 近年、インターネットの利用者が急速に増加する中、発信者の匿名性、情報発信の簡易性といった特性を悪用した個人に対する誹謗中傷、差別を助長する表現、有害な情報の掲載、個人情報流出など、人権に関わる問題が数多く発生している。
 - 愛知県は2019年7月に「SDGs未来都市」に選定されており、男女を問わず、若者から高齢者まで、さらには、障害の有無や国籍にかかわらず、多様性を認め合い、誰もが活躍できる愛知を目指している。

- インターネットモニタリングの対象
新型コロナウイルス感染症、同和問題(部落差別)、外国人及び障害者に関連した差別的な書き込み
- 事業概要
・内容 インターネットのモニタリング作業
・実施方法 コンピュータシステムによるモニタリング

○ 対応のイメージ

【委託先事業者】

【県】

報告

モニタリング

削除候補(案)の選別

→

国の人権擁護機関へ削除要請

県民文化局
人権推進課
人権推進グループ
内線 3405・2533
FAX(外)052-954-6167

新型コロナワクチン接種を加速するため、新たに大規模集団接種会場を東三河地域に開設します

予算額 312,133千円

(参考:「ワクチン大規模集団接種会場運営費」3,401,549千円 (既決予算額1,853,055千円+ (6月14日発表分)1,236,361千円+ (今回発表分)312,133千円))

愛知県では、高齢者接種及びそれに続く住民接種を加速していくため、5月24日(月)から名古屋空港ターミナルビル(豊山町)、藤田医科大学(豊明市)にワクチン大規模集団接種会場を開設したところです。県内のワクチン接種を更に加速させるため、新たに大規模集団接種会場を4か所開設するとともに、東三河地域においても大規模集団接種会場を開設します。

		6月14日発表分				今回発表分
大規模集団接種会場	愛知医科大学 メディカルセンター (岡崎市)	藤田医科大学 岡崎医療センター (岡崎市)	安城更生病院 (安城市)	パンテリンドームゴザ (名古屋東区)	豊橋中央会場 (豊橋市)	
開設予定日	7月3日(土)から 9月30日(木)まで	7月3日(土)から 9月30日(木)まで	7月3日(土)から 9月26日(日)まで	7月5日(月)から 9月30日(木)まで ※7月5日(月)以降は ※7月5日(月)以降は	7月10日(土)から 9月3日(金)まで	
接種規模	1日最大1,000人規模(土日) 1日最大500人規模(平日)	1日最大1,000人規模	1日最大840人規模(土日)	1日最大500人規模	1日最大1,000人規模	
対象自治体	岡崎市、豊田市、 知立市、みよし市	岡崎市、安城市、 西尾市、蒲郡市、 幸田町	碧南市、刈谷市、 安城市、西尾市、 知立市、高浜市	名古屋市、瀬戸市、 春日井市、尾張旭市、 長久手市	豊橋市、豊川市、 蒲郡市、新城市、 田原市	
開設時間(予定)	【土日】午前10時から午後7時まで 【平日】午前9時から午後8時まで 【土日】午前9時から午後5時まで 【平日】午前9時から午後7時まで	正午から午後8時まで (8時間)	【土日】午前9時から午後5時まで (7時間)	午前9時から午後1時まで (4時間)	午前10時から午後3時まで (10時間)	
医師・看護師等の確保	愛知医科大学メディカルセンターの医師・看護師等	藤田医科大学岡崎医療センターの医師・看護師等	JA愛知厚生連の医師・看護師等	民間医療法人村浜連合会の医師・看護師等	民間医療法人村浜連合会の医師・看護師等	
予約の方法	各市町の予約システムで対応 ※予約開始日時については、詳細が決定次第発表予定				同左	
交通手段	シャトルバスを運行 (自家用車の駐車場も用意)		公共交通機関 (自家用車の駐車場も用意)		シャトルバスを運行 (自家用車の駐車場も用意)	
使用ワクチン	モデルナ製ワクチン					

感染症対策局感染症対策課
ワクチン接種体制整備室
大規模接種第三グループ
内線 5127・5128
FAX(外)052-954-7411

ヤングケアラーの生活実態などを把握するため、「愛知県ヤングケアラー実態調査」を実施します

予算額 9,978千円(新規)

日常的に家事や家族の世話をしているヤングケアラーに対する支援策を検討するため、県内全域において「愛知県ヤングケアラー実態調査」を実施し、ヤングケアラーと思われる子どもの生活実態や課題等を調査します。

1 調査の概要

(1) 調査内容: ヤングケアラーと思われる子どもの生活実態等に関する事項
ケアをしている家族がいるか、どのようなケアをしているか、誰かに相談したことがあるか、どのような支援を期待しているか 等

- (2) 対象: ○ 公立学校の児童・生徒 約18,000人(アンケート調査)
※対象・・・小学5年生、中学2年生、高校2年生
○ 公立学校1,573校(県内全て)(アンケート調査)
※対象・・・小学校、中学校、高等学校
○ 元ヤングケアラー(例:大学生)、相談支援機関等(インタビュー調査)

2 スケジュール

- 2021年6月～3月 ヤングケアラー実態調査ワーキングチーム(関係局等)
- 11月～12月 調査(調査票等の配布・回収、インタビュー)
- 2022年1月 調査結果集計・分析
- 3月 調査結果報告書の公表

<ヤングケアラーの定義>(出典:一般社団法人日本ケアラー連盟)

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護(障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など)や世話(年下のきょうだいの世話など)をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子供。

福祉局児童家庭課
児童虐待対策グループ
内線3190・3191
FAX(外)052-954-6281

観光消費の喚起に向けた取組を引き続き推進するとともに、宿泊事業者の感染防止対策を促進します

予算額 6,923,950千円

国の地域観光事業支援費補助金を活用し、県内旅行の需要拡大を図る取組を充実させるとともに、宿泊事業者による感染防止対策等の促進を図り、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化で厳しい状況にある観光関連産業を支援します。

○ 観光消費の喚起に向けた取組 5,732,950千円

1 県内旅行商品の割引、県内宿泊施設利用に対する割引

県民による県内の旅行・宿泊に対し、代金の2分の1(1人1回あたり最大5千円)を、割引分として旅行者へ交付(キャッシュバック)

- 【割引対象】
- 県内を目的地とする宿泊を伴う旅行商品
 - 県内の宿泊施設における宿泊サービスの利用

【対象旅行期間】

- 2021年9月1日から12月31日宿泊分まで(8月31日までに予約・販売された旅行が対象)

観光消費喚起事業の概要(全体)

【割引額】代金の2分の1 ⇒対象:県民
・8/31:1人1回あたり最大1万円
・9/1～12/31:1人1回あたり最大5千円
+地域限定クーポン付与(9/1～12/31)最大2千円(日帰り旅行を除く)

【割引額】代金の2分の1 ⇒対象:県民
・9/1～12/31:1人1回あたり最大5千円
+地域限定クーポン付与 最大2千円

【割引額】代金の15%相当額 ⇒対象:県民・近隣県民
・Go To トラベル事業の再開に併せて実施
※国の割引(35%)と合わせて50%相当額を割引

○ 感染防止対策等に対する支援 1,191,000千円

- 【補助対象】 県内のホテル・旅館
【対象経費】 感染症対策に資する物品の購入等(サーモグラフィ、センサー付き水道蛇口等)
前向き投資に関する経費(ワーケーション[®]整備に資する経費、非接触チェックインシステムの導入等)
【補助率】 4分の3以内
【補助上限額】 1施設500万円を上限
※ワーケーション:Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた遊憩、テレワーク等を活用し、3泊7日超の滞在期間、宿泊の場とは異なる環境で休暇を過ごし、仕事を行うこと。

とりまとめ
観光コンベンション局観光振興課
総務・予算・広報グループ
内線 3371・2309
FAX(外)052-954-6353

令和3年度6月補正予算(7月2日提出) 参考資料 生活福祉資金貸付制度の特例措置の申請期間を延長します

予算額 2,960,000千円

生活福祉資金貸付制度の特例措置の申請期間が延長(従来:2021年6月30日まで→延長後:2021年8月31日まで)されたことに伴い、貸付原資を増額します。

○ 緊急小口資金

(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	通常	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等※の特例の場合、20万円以内(その他の場合、10万円以内)
据置期間	2月以内	1年以内 (2022年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、2022年3月末まで延長)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利率	無利子	同左

※世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に必要な費用が不足するとき
【実施主体】 (社)愛知県福祉協議会
【受付窓口】 各市区町村の社会福祉協議会

○ 総合支援資金(生活支援費)

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])※

	通常	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困難し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困難し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(2人以上)月20万円以内(単身)月15万円以内 貸付期間:原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内 (2022年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、2022年3月末まで延長 再貸付は3年以内)
償還期限	10年以内	同左
貸付利率	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

※償還開始日から自立相談支援機関からの支援を受けることにより10月以降をもつて貸付を行う(2020年9月15日付通知)により10月以降適用

福祉局福祉部地域福祉課
民間福祉活動支援グループ
内線 3583・3596
FAX(外)052-954-6282

求職者の就職を支援するため、デジタル分野を始めとした職業訓練を拡充します

予算額 225,994千円

(外に債務負担行為 70,400千円)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、離職を余儀なくされた方、休業された方やシフトが減少した方、生活に困窮する方の就職を促進するため、新たに短期間・短時間の訓練を行うなど職業訓練を拡充して実施します。

○ 訓練規模

- ・88コース、1,745人を追加実施
(全285コース、5,154人 ⇒ 全373コース、6,899人に拡充)

○ 訓練内容

- ・JAV Aプログラミングやアプリプログラミングなどのデジタル分野
- ・介護初任者研修などの介護分野 等

○ 実施コース

- ・短期間・短時間コース(2か月) 80コース 1,600人(新規)
- ・オンラインコース(3か月) 5コース 100人(拡充、現行11コース220人)
- ・eラーニングコース(2か月) 3コース 45人(拡充、現行4コース60人)



愛知県議会会で議決されたコロナ関連予算です